

安田町移住促進 PR 動画制作委託業務仕様書

1. 事業の目的

本町では、人口の社会増を目指して、移住・定住促進の取り組みを進めてきたところであるが、人口減少のスピードが加速している現状においては、さらなる移住施策の強化を図る必要があることから、本町の魅力を効果的に伝える PR 動画を作成し、地域の担い手として期待される若い世代の移住希望者層に発信することで、さらなる移住・定住促進につなげることを目的とする。

2. 事業名

安田町移住促進 PR 動画制作委託業務

3. 委託期間

契約締結日から令和8年 1 月 14 日まで

4. 委託業務の内容

(1) PR 動画の制作

- ①町ホームページ等で活用する 3～5 分程度の本編映像（2 本）を作成し、SNS 等を活用した情報発信用の短縮版（2 本）を併せて作成すること。なお、短縮版の長さは町と協議し、決定することとする。
- ②ターゲット層となる若い世代（※1）の移住促進を図るため、本町に定住している移住者等の視点から、いきいきとした生活や、やりがいのある仕事（※2）に取り組んでいる様子を効果的に伝え、本町への移住後の暮らしが具体的にイメージできる動画を制作すること。なお、撮影の場所は町内とし、移住者等との撮影に関する調整は町が行う。
※1 子育て世帯、就農希望者、起業希望者、マルチワーカーなど
※2 就農、起業、マルチワーク（特定地域づくり事業協同組合）など
- ③出演者（移住者等）の謝金については委託料に含むものとする。なお、原則謝金については一人あたり 1 万円以上 2 万円以内を上限とし、必要に応じて町と協議を行い決定することとする。
- ④BGM 等用の音楽素材の使用に関しては、フリー音源を使用する等、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続きを受注者において行うこと。
- ⑤撮影場所の利用調整や撮影許可等の手続きは、受注者において行うこと。
- ⑥ナレーションやインタビュー等の音声が入る場合は、テロップをいれること。また YouTube をはじめとしたオール媒体で使用期限、使用地域を定めずに使用できるよう権利処理を明確にしておくこと。
- ⑦肖像権の問題やトラブル等が発生しないよう、権利処理の手続き、被撮影者の了承、トラブル発生時の対応等が必要な場合は、受注者において行うこと。
- ⑧動画の完成までに本町による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

(2) 特記事項

本業業務の実施にあたり、受託者は業務実施計画（実施内容、スケジュール等）を作

成し、発注者である町の承認を得ること。また、PR 動画の作成にあたってはデザイン、構成、情報の整理等について町と協議して決定することとし、本仕様書にない事項で協議の必要がある場合も同様とする。

5. 成果品

- (1) 委託業務完了届（事業実施報告書を含む）
- (2) PR 動画データ（形式は MP4 形式とし、町ホームページや SNS 等で配信を想定したもの）
- (3) (2) を記録した DVD 及び Blu-ray ディスク
- (4) その他、当該委託業務で使用した素材のデータを格納した記録媒体（形式等は町の指示による）
- (5) 成果品の納期及び納品場所
 - ・納 期 令和8年1月14日
 - ・納品場所 高知県安芸郡安田町大字安田 1850 番地
安田町役場 地域創生課

6. 成果品の著作権

納品された成果品（映像及び画像）の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は安田町に帰属する。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等については受注者に留保（以下「権利留保」という。）するものとし、この場合、町は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

7. 業務の推進

- (1) 受注者は、本業務に先立ち実施スケジュール等を作成し、発注者の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 受注者は、発注者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、発注者との連絡・調整を密にしつつ、本仕様書及び企画提案書に則り効率的に業務を進めること。
- (3) 受注者は、適切な実施体制とスケジュールにより本業務を実施することとし、その実施に当たっては、進捗状況及び今後の進め方等を発注者に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを行うこと。打合せ後は記録簿を作成し、相互確認すること。

8. その他留意事項

- (1) 受注者は、関係法令及び条例を遵守し、個人情報及び発注者並びに関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。
- (2) 受注者は、業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
- (3) 受注者は、不測の事態により本業務を実施することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を発注者に連絡し、その指示に従うものとする。
- (4) 受注者が本業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者の責任においてその損害を賠償しなければならない。

9. 協議

この仕様書について、疑義が生じたときまたは定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、安田町と協議すること。